

理事会運営規程

制定 平成23年11月 9日

改正 平成25年 6月20日

平成27年 8月27日

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人平塚市まちづくり財団定款（平成23年11月9日制定。以下「定款」という。）第34条の規定に基づき、理事会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(理事会の種類)

第2条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

2 通常理事会は、事業年度ごとに、5月、9月、12月、3月の年4回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が開催の必要を認めるとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、当該請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、当該請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(理事会の構成)

第3条 理事会は、すべての理事をもって組織する。

(招集者)

第4条 理事会は、理事長が招集する。ただし、第2条第3号の規定により理事が招集する場合及び同条第3項第4号の規定により監事が招集する場合を除く。

2 第2条第3項第3号による場合は、理事が同条第3項第4号の規定による監事が招集する場合は監事が理事会を招集する。

3 理事長は、第2条第3項第2号の規定により理事長以外の理事から理事長に招集の請求があった場合又は同条第3項第4号の規定により監事から理事長に招集の請求があった場合は、当該請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

(招集通知)

第5条 理事会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の開催日の1週間前までに、理事及び監事に対して通知しなければならない。

2 理事長は、前項の書面による通知に代えて、理事及び監事の承諾を得た電磁的方法により通知をすることができる。

3 前2項の規定に係らず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることな

く理事会を開催することができる。

(理事会の議長)

第6条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 前項にかかわらず、理事長が理事会を欠席した場合は常務理事が、理事全員改選直後の理事会の場合は出席した理事の互選により選任された者が、それぞれ議長に当たる。

(定足数)

第7条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(理事会の決議方法)

第8条 理事会に付議された事項の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事(以下、「議決に加わることのできる理事」という)の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第9条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

2 前項の電磁的記録とは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成19年法務省令第28号)第89条の定めに従うものとする。

(報告の省略)

第10条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第17条1項の規定による報告には適用しない。

(監事の出席)

第11条 監事は、理事会に出席し、必要に応じ意見を述べなければならない。

(議事録)

第12条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面をもって別表に記載された事項を内容とする議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに記名押印しなければならない。

(議事録の配付)

第13条 議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配付して、議事の経過及びその結果を、遅滞なく、報告するものとする。

(権限)

第14条 理事会は、公益財団法人平塚市まちづくり財団(以下「財団」という。)の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに、理事長並びに常務理事の選定及び解職を行う。

(決議事項)

第15条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 法令に定める事項
 - ア 財団の業務執行の決定
 - イ 理事の職務の執行の監督
 - ウ 理事長並びに常務理事の選定及び解職
 - エ 評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
 - オ 重要な財産の処分及び譲受け
 - カ 多額の借財
 - キ 重要な職員の選任及び解任
 - ク 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
 - ケ 内部管理体制の整備
 - コ 競業避止義務及び利益相反取引の承認
 - サ 事業計画書及び収支予算書等の承認
 - シ 事業報告及び決算書類等の承認
 - ス その他法令に定める事項
- (2) 次に掲げる規程の制定、変更及び廃止
 - ア 理事会運営規程
 - イ 会計処理規程
 - ウ 職務権限規程
 - エ 業務分掌規程
 - オ 財産運用規程
 - カ みなし費用計算・配賦規程
 - キ 特定費用準備資金規程
 - ク 個人情報保護規程
 - ケ その他必要な事項の規程
- (3) 理事長及び常務理事の選任又は解任
- (4) 基本財産の指定、維持及び処分
- (5) その他定款に定める事項
- (6) その他重要な業務執行に関する事項
 - ア 重要な事業その他の契約の締結、解除、変更
 - イ 重要な事業その他の訴訟の処理
 - ウ その他理事会が必要と認める事項

(理事の取引の承認)

第16条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を明示して理事会の承認を得るものとする。

- (1) 自己又は第三者のためにする財団の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする財団との取引
- (3) 財団がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における財団とその理事との利益が相反する取引

2 前項における重要な事実とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 取引をする理由
- (2) 取引の内容
- (3) 取引の相手・金額・時期及び場所
- (4) 取引が正当であることを示す参考資料
- (5) その他必要な事項

(報告事項)

第17条 理事長及び常務理事は、毎事業年度ごとに3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

2 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実やおそれ若しくは著しく不当な事実やおそれがあると認めるときは、これを理事会に報告しなければならない。

3 理事が第16条に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(事務局)

第18条 理事会の事務局は、財団の総務施設がこれに当たる。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月27日から施行する。

別表（第12条関係）

議事録記載事項

1 通常の理事会

- (1) 理事会が開催された日時及び場所
- (2) 理事会が次に掲げる招集によるときは、その旨
 - ア 理事長以外の理事の請求を受けた招集
 - イ 理事長以外の請求をした理事の招集
 - ウ 監事の請求を受けた招集
 - エ 監事の招集
- (3) 理事会の議事の経過の要領及びその結果
- (4) 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、その理事の氏名
- (5) 次の規定により理事会において述べられた意見又は発言がある場合は、その意見又は発言の内容の概要
 - ア 理事が第16条第1項に規定する取引をしたときの当該理事の報告
 - イ 監事が理事の不正行為があると、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときの監事の報告
 - ウ 監事が述べた意見
- (6) 理事会に出席した理事及び監事の氏名
- (7) 議長の氏名

2 定款第32条第2項のみなし理事会

- (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項を提案した理事の氏名
- (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名